

【電話加入権等承継・改称届出書】 平成 年 月 日

東日本電信電話株式会社 御中

①次の(計 回線)の電話加入権等を、**承継**・**改称**したいので届出いたします。

なお、承継届出の場合、相続の順位が同順位の法定相続人が複数人存在する場合、他の相続権のある者はこれに同意しています。

②【電話番号・ひかり電話番号】		③【利用休止番号】	
(1) ()	—	以前、加入電話等をご利用されており、現在利用休止中の電話加入権・利用権をお持ちのお客様はご記入ください。	
(2) ()	—	利用休止番号	
(3) ()	—	取扱所名	
(4) ()	—	H・S	支店
(5) ()	—	H・S	支店
※下記に該当される場合は、④もあわせてご記入ください。 ・ひかり電話又は、フレッツ光ネクスト、Bフレッツをご利用の場合 ・加入電話でフレッツ・ADSLを、INSネット64でフレッツ・ISDNをご利用の場合		「名義変更のお手続きに関するご案内」のP.2をご参照のうえ、 承継・改称される電話番号等をすべてご記入ください。	
④【お客さまID】(フレッツサービスをご利用の場合)		※複数回線にわたる承継・改称届は、 同一名義 の場合に限ります。 ※複数回線があり、本届出書に記入しきれない場合は、別紙(様式適宜)へご記入ください。 その際は、本届出書と別紙に承継・改称者の 割印 を押印の上、ご提出をお願いいたします。 ※回線異動等の注文を同時期にお申込の場合、移転後の新電話番号、または廃止後の利用休止番号をご記入ください。	
CAF・COP CAD・CTC			
CAF・COP CAD・CTC			
CAF・COP CAD・CTC			
CAF・COP CAD・CTC			
※お客さまIDはNTT東日本よりお送りしたフレッツサービスの「開通のご案内」に記載されています。 フレッツ光ネクストは数字10桁です。その他は数字8桁です。			

⑤現ご契約者様	現在の お名前	(フリガナ)
(現在のご契約者様名)		
※法人名義の場合は、会社名のほか、代表者名もご記入ください。		

⑥新ご契約者様	新しい ご住所	個人の方は 住民登録上 法人の方は 登記簿上 の 住所をご記入ください。
(新しいご契約者様名)	〒	
捨印	新しい お名前	印
	(フリガナ)	押印願います。
※法人名義の場合は、会社名のほか、代表者名もご記入ください。		
お申込者様名	ご連絡先電話番号	()
(ご担当者様名)		—
※平日・9時～17時に連絡がとれる電話番号、または携帯電話番号をご記入ください。		

※各種事項の該当するものに○印、およびご記入ください。

⑦電話帳へお載せする 電話番号・お名前	① 電話帳(ハローページ)に掲載しない	→	① 掲載名を変更しない(現在の電話帳掲載と同じ)
	② 電話帳(ハローページ)に掲載する	→	② 掲載名を変更する(掲載希望の電話番号及びお名前を下記へご記入ください)
	掲載する電話番号	左頁の②【電話番号・ひかり電話番号】のうち、(1) (2) (3) (4) (5) をハローページへ掲載する	
ハローページ (50音順) 掲載名	フリガナ		フリガナ
	普通掲載※ (無料)		重複掲載※ (有料)
タウンページ (職業別)	タウンページへの掲載については、後日タウンページセンターよりご連絡させていただきます。 お急ぎのお客様はフリーダイヤル0120-506309へお電話いただけますようお願いいたします。 <受付時間:平日9時～17時 休業日:土日祝日および年末年始(12/29～1/3)>		
※「名義変更のお手続きに関するご案内」のP.3をご参照ください。			

⑧月々の電話等 料金のお支払い 方法について	① 現在の電話等料金支払い方法(口座振替、クレジットカード払い)を継続する ② 弊社からの請求書によるお支払い	・ペーシングをご利用中の方は、同封の「名義変更のお手続きに関するご案内」P.3をご参照ください。
新たに口座振替(クレジットカード)によるお支払いをご希望のお客さま、または現在とは異なる引き落とし口座(クレジットカード払い)によるお支払いをご希望のお客さまは、別途お申込みが必要となります。ご希望のお客さまは、『Tel 0120-116-000』へご連絡をお願いします。なお、お手続きが完了するまでの期間は、弊社からの請求書によるお支払いとなる場合がございますので、予めご了承願います。		

⑨電話料金請求書又は口座振替お知らせの送付先について	送付先ご住所	① 現在の請求書送付先住所と同じ ② 新しい契約者住所と同じ(左頁⑥と同じ) ③ その他(右記へご記入ください) →	〒
	お名前	① 現在の請求書送付先名と同じ ② 新しい契約者氏名と同じ(左頁⑥と同じ) ③ その他(右記へご記入ください) →	(フリガナ)

⑩現在ご利用中のサービスについて	※承継・改称に伴う変更のご希望は、『Tel 0120-116-000』へご連絡いただけますようお願いいたします。 ※現在ご利用中の「料金通話明細記録の送付」、「発信者名通知サービス」は ご解約 となりますので、予めご了承願います。
------------------	---

⑪フレッツ光メンバーズクラブ会員継続について	本欄はフレッツ光メンバーズクラブにご登録済み(又はご登録お申込み中)の場合にご記入下さい。 ① フレッツ光メンバーズクラブ会員規約に同意の上、登録済み会員等の継続利用を認める ② 登録済み会員等の継続利用を認めない(登録済み会員は退会となります)	・新しいご契約者様が個人名義以外の場合等、会員継続ができない場合があります。同封の「名義変更のお手続きに関するご案内」P.5をご参照ください。
------------------------	---	---

⑫手続き完了のお知らせ送付について	送付先ご住所	① 電話料金請求書等送付先住所と同じ ② 新しい契約者住所と同じ(左頁⑥と同じ) ③ その他(右記へご記入ください) →	〒
	お名前	① 電話料金請求書等送付先名と同じ ② 新しい契約者氏名と同じ(左頁⑥と同じ) ③ その他(右記へご記入ください) →	(フリガナ)
要	右記へご記入ください		
不要			

【注意】承継・改称のお手続きにあたり、相続承継関係・氏名称号変更等の確認書類が必要です。
「名義変更のお手続きに関するご案内」P. 4をご参照のうえ、本届出書と一緒に送付ください。

【お客様へ】太枠の中(①)～(12)を正確にご記入ください。

利用休止中の場合は、⑦～⑩のご記入が不要になります

NTT東日本 処理欄		決裁者	審査者	担当者	IP
	手続きをされた方	承継者・改称者・その他()			
	確認方法	戸籍(除籍)全部事項証明書(戸籍謄本)・登記簿謄(抄)本・その他()			
	記事欄	戸籍(除籍)個人事項証明書(戸籍抄本)			

【承継・改称にあたっての注意事項】

- ＜ご注意＞
- ◎ 前契約者にお支払いされていない電話料金(IP通信サービス料金も含む)があるときは、新しい契約者が引き継ぐことになります。
 - ◎ 他社DSL接続サービスの名義変更については、他事業者様への連絡が必要です。
 - ◎ 「名義変更のお手続きに関するご案内」をご参照のうえ、ご記入ください。

【個人情報について】

本書面に記載いただいた個人情報については、お客様の本人確認、与信管理、電気通信サービス等の提供、電気通信サービス等の料金の計算及び請求、これらに関するお客様へのご連絡その他契約約款等に基づく契約内容の実施に必要となる範囲内で利用いたします。また、電気通信サービス等のご紹介、ご提案及びコンサルティング、電気通信サービス等の品質改善・CS(顧客満足度)向上等のための施策(アンケート調査を含みます。)の実施、新たな電気通信サービス等の企画及び開発、電気通信サービス等の提供に必要な設備の管理及び改善その他NTT東日本の電気通信等に係る業務の実施に必要な範囲内で利用します。なお、お客様との電気通信サービス等に係る契約が解除された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。
・本書面に記載いただいた個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、NTT東日本が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
・NTT東日本の契約約款等の規定又は個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。

記入例

【電話加入権等承継・改称届出書】

平成 〇 年 〇 月 〇 日

東日本電信電話株式会社 御中

①次の(計 3 回線)の電話加入権等を、**承継**・**改称**したいので届出いたします。

②~④にご記入いただく回線数の合計をご記入ください。

なお、承継届出の場合、相続の順位が同順位の法定相続人が複数人存在する場合、他の相続権のある者はこれに同意しています。

②【電話番号・ひかり電話番号】

(1)	(00) 0000 - 0000
(2)	() -
(3)	() -
(4)	() -
(5)	() -

③【利用休止番号】

利用休止番号	取扱所名
H/S 00 - 0000000000	〇〇支店
H/S -	支店
H/S -	支店
H/S -	支店

「承継」「改称」される電話番号等をすべてご記入ください。

「名義変更のお手続きに関するご案内」のP.2をご参照のうえ、承継・改称される電話番号等をすべてご記入ください。

※複数回線にわたる承継・改称届は、同一名義の場合に限ります。
※複数回線があり、本届出書に記入しきれない場合は、別紙(様式適宜)へご記入ください。
その際は、本届出書と別紙に承継・改称者の割印を押印の上、ご提出をお願いいたします。
※回線異動等の注文を同時期にお申込の場合、移転後の新電話番号、または廃止後の利用休止番号をご記入ください。

④【お客さまID】(フレッツサービスをご利用の場合)

CAD・COP	0000000000
CAD・CTC	
CAF・COP	
CAD・CTC	
CAF・COP	
CAD・CTC	

※お客さまIDはNTT東日本よりお送りしたフレッツサービスの「開通のご案内」に記載されています。フレッツ光ネクストは数字10桁です。その他は数字8桁です。

⑤現ご契約者様

現在のご契約者様名	現在の お名前	(フリガナ) ヒガシニホン タロウ 東日本 太郎
-----------	------------	---

※法人名義の場合は、会社名のほか、代表者名もご記入ください。

⑥新ご契約者様

新しいご住所	〒0000-0000	個人の方は住民登録上 法人の方は登記簿上の 住所をご記入ください。
新しいお名前	(フリガナ) ヒガシニホン ジロウ 東日本 次郎	印 東日本 押印願います。
お申込者様名 (ご担当者様名)	東日本 次郎	ご連絡先電話番号 (00)0000 - 0000

※平日・9時~17時に連絡がとれる電話番号、または携帯電話番号をご記入ください。

2箇所を押印ください。

※各種事項の該当するものに〇印、およびご記入ください。

⑦電話帳へお載せする電話番号・お名前

掲載する電話番号	左頁の②【電話番号・ひかり電話番号】のうち、(1) (2) (3) (4) (5) をハローページへ掲載する
ハローページ掲載名	フリガナ ヒガシニホン ジロウ 普通掲載※(無料) 東日本 次郎
タウンページ掲載名	フリガナ ヒガシニホン ハナコ 重複掲載※(有料) 東日本 次郎

「2. 電話帳に掲載する」→「2. 掲載名を変更する」をご選択の場合は、ご記入ください。

※「名義変更のお手続きに関するご案内」のP.3をご参照ください。

⑧月々の電話等料金のお支払い方法について

①現在の電話等料金支払い方法(口座振替、クレジットカード払い)を継続する	・ペーシングをご利用の場合は、同封の「名義変更のお手続きに関するご案内」P.3をご参照ください。
②弊社からの請求書によるお支払い	新たに口座振替(クレジットカード)によるお支払いをご希望のお客さま、または現在とは異なる引き落とし口座(クレジットカード払い)によるお支払いをご希望のお客さまは、別途お申込みが必要となります。ご希望のお客さまは、『Tel 0120-116-000』へご連絡をお願いします。なお、お手続きが完了するまでの期間は、弊社からの請求書によるお支払いとなる場合がございますので、予めご了承願います。

⑨電話料金請求書又は口座振替お知らせの送付先について

送付先ご住所	①現在の請求書送付先住所に同じ ②新しい契約者住所に同じ(左頁⑥と同じ) ③その他(右記へご記入ください)	〒0000-0000 ◇◇県 ◇◇市 ◇◇◇ △丁目△-△
お名前	①現在の請求書送付先名に同じ ②新しい契約者氏名に同じ(左頁⑥と同じ) ③その他(右記へご記入ください)	(フリガナ) ヒガシニホン ハナコ 東日本 次郎

⑩現在ご利用中のサービスについて

※承継・改称に伴う変更のご希望は、『Tel 0120-116-000』へご連絡いただきますようお願いいたします。
※現在ご利用中の「料金通話明細記録の送付」、「発信者名通知サービス」はご解約となりますので、予めご了承願います。

⑪フレッツ光メンバーズクラブ会員継続について

本欄はフレッツ光メンバーズクラブにご登録済み(又はご登録お申込み中)の場合にご記入下さい。

①フレッツ光メンバーズクラブ会員規約に同意の上、登録済み会員等の継続利用を認める	・新しいご契約者様が個人名義以外の場合、会員登録ができない場合があります。同「名義変更のお手続きに関するご案内」をご参照ください。
②登録済み会員等の継続利用を認めない(登録済み会員は退会となります)	

⑫手続き完了のお知らせ送付について

送付先ご住所	①現在の請求書送付先住所に同じ ②新しい契約者住所に同じ(左頁⑥と同じ) ③その他(右記へご記入ください)	〒0000-0000 ◇◇県 ◇◇市 ◇◇◇ △丁目△-△
お名前	①現在の請求書送付先名に同じ ②新しい契約者氏名に同じ(左頁⑥と同じ) ③その他(右記へご記入ください)	(フリガナ) ヒガシニホン ハナコ 東日本 次郎

【注意】承継・改称のお手続きにあたり、相続承継関係・氏名称号変更等の確認書類が必要です。
「名義変更のお手続きに関するご案内」P.4をご参照のうえ、本届出書と一緒にご送付ください。

【お客様へ】太枠の中(①)と(⑫)を正確にご記入ください。

利用休止中の場合は、⑦⑧⑨のご記入が不要になります

「その他」をご選択の場合は、ご記入ください

NTT東日本 処理欄		決裁者	審査者	担当者	IP
	手続きをされた方	承継者・改称者・その他()			
	確認方法	戸籍(除籍)全部事項証明書(戸籍謄本)・登記簿謄(抄)本・その他()			
	記事欄	戸籍(除籍)個人事項証明書(戸籍抄本)			

【承継・改称にあたっての注意事項】

- 《ご注意》
- ◎ 前契約者にお支払いされていない電話料金(IP通信網サービス料金も含む)があるときは、新しい契約者が引き継ぐことになります。
 - ◎ 他社DSL接続サービスの名義変更については、他事業者様への連絡が必要です。
 - ◎ 「名義変更のお手続きに関するご案内」をご参照のうえ、ご記入ください。

【個人情報について】

本書面に記載いただいた個人情報については、お客様の本人確認、与信管理、電気通信サービスの提供、電気通信サービス等の料金の計算及び請求、これらに関するお客様へのご連絡その他契約約款等に基づく契約内容の実施に必要となる範囲内で利用いたします。また、電気通信サービス等のご紹介、ご提案及びコンサルティング、電気通信サービス等の品質改善・CS(顧客満足度)向上等のための施策(アンケート調査を含みます。)の実施、新たな電気通信サービス等の企画及び開発、電気通信サービス等の提供に必要な設備の管理及び改善その他NTT東日本の電気通信等に係る業務の実施に必要な範囲内で利用いたします。なお、お客様との電気通信サービス等に係る契約が解除された後においても、上記の利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

本書面に記載いただいた個人情報については、個人情報保護法の規定に基づき、NTT東日本が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。

・NTT東日本の契約約款等の規定又は個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令の規定に従い、第三者に提供することがあります。

名義変更のお手続きに関するご案内

本ご案内はお客様のお手元に保管いただきますようお願い申し上げます。

平素は、弊社の各種サービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

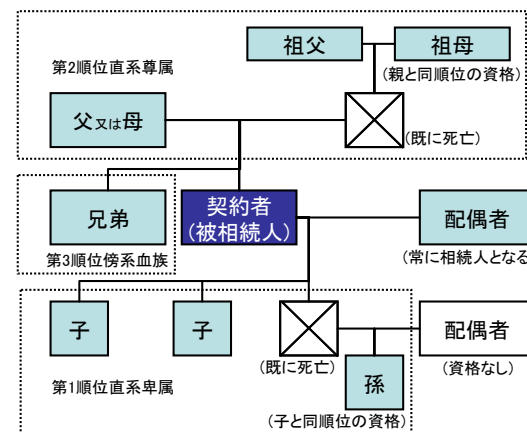
名義変更のお手続きに関する書類及びご案内を送付させていただきます。お手続きにあたり、ご記入もれ又は必要書類の不足等がございますとお手続きができないことから、事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

1. 以下の3種類のケースに応じたお申し込みが必要となります (お申し込み種別が異なる場合は、それぞれの申し込みが必要となります。)

お申込種別 (今回のお申込)	申請書類	お申込み種別に応じた具体的なケース
譲渡	譲渡承認請求書	電話加入権等を第三者に譲り渡す場合。 (例)・AさんからBさんへの変更 ・奥様(健在)からご主人への変更(相続を除く) ・ご主人(健在)から子供(成人)への変更 ・相続権がない方への遺言による名義変更 ・個人名から会社名への変更 ・A株式会社からB株式会社への変更
承継	承継・改称届出書	ご契約者様の死亡等による相続や法人の合併などに伴い、権利を受け継ぐ場合。 (※個人の相続については、下図「(参考)相続の範囲」をご参照ください。) (例)・契約者死亡による相続人への変更(契約者死亡→息子等) ・会社の合併による名義の変更(吸収合併・設立合併) ・会社分割に伴う名義の変更 ※下図「(参考)相続の範囲・順位」に関する詳しいお問い合わせは、下記までご相談ください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> NTT東日本加入権センター 電話番号:0120-553-662 (受付時間:9:00~17:00 ※土日祝日及び12月29日~1月3日を除く) お問合せの際は、番号をよくお確かめいただき、おかけ間違いのないようご注意ください。 </div>
改称	承継・改称届出書	ご契約者様の氏名又は商号等の変更に伴い、ご契約名義を変更する場合。 (例)・結婚等により氏名が変更した場合 ・会社の商号が変更した場合(〇〇相互銀行⇒〇〇銀行 等) ・会社の組織が変更した場合(有限会社⇒株式会社 等)

(参考)相続の範囲

順位	親族の形式	第1番目	第2番目	備考
配偶者は常に相続人となる				
第1順位	直系卑属	子	孫	養子・非嫡出子・嫁いだ人を含む
第2順位	直系尊属	父母	祖父母	同上と逆の関係を含む
第3順位	傍系血族	兄弟 姉妹	—	異母兄弟を含む

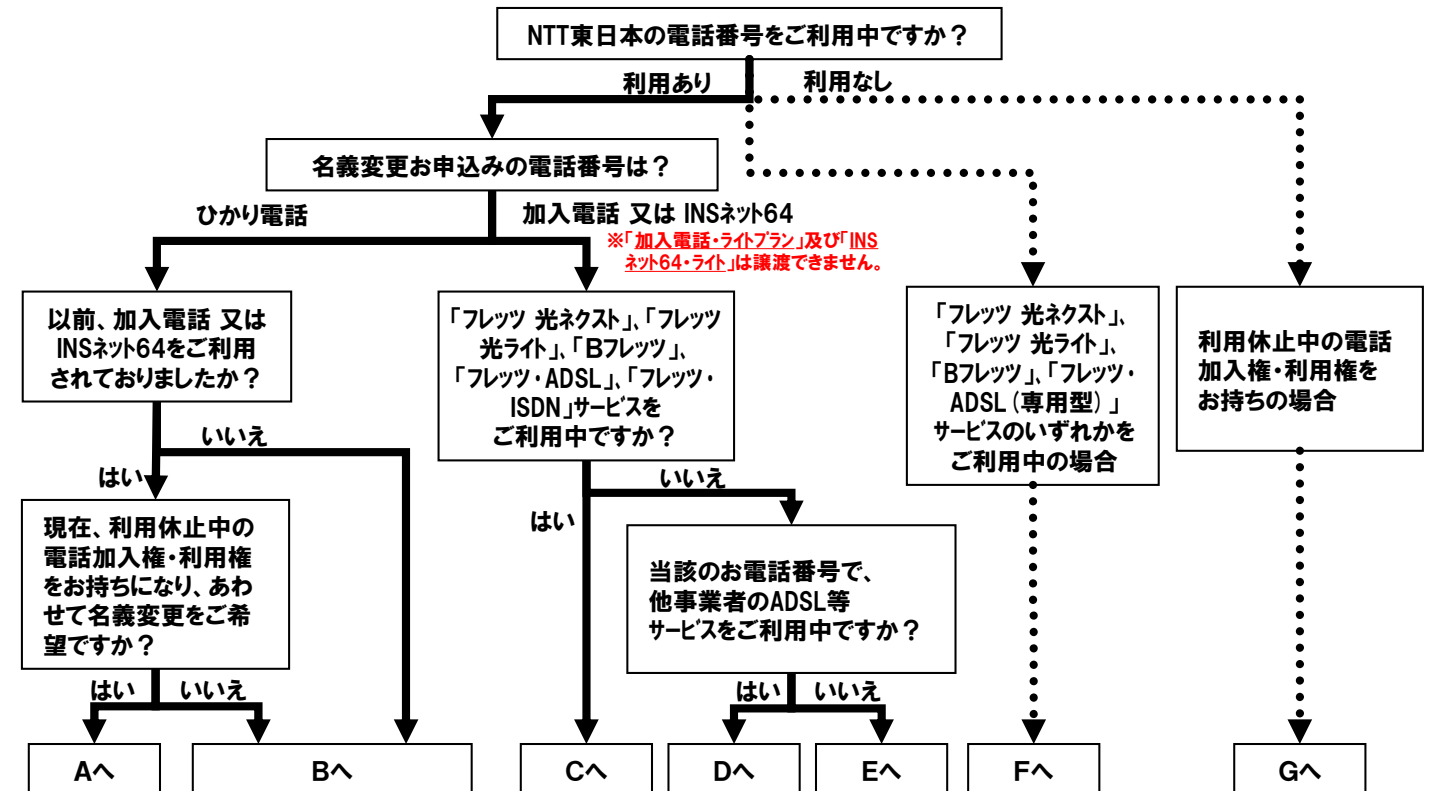


※第4順位以降は省略

2. 名義変更におけるお申込み電話番号等のご確認について

下図に基づき、申請書類の記入欄②~④に名義変更をご希望される電話番号(利用休止番号)・お客様ID等をご記入願います。

なお、1枚の申請書により申請できる電話番号等は、ご契約者様のお名前が同一のお電話番号等に限り、現ご契約者様(または新ご契約者様)のお名前が異なる場合は、それぞれの申請書類が必要となりますので、ご注意ください。



分類	申請書類②~④にご記入いただくお申込み番号等	譲渡承認手数料 (承継及び改称は無料です。)
A	・「ひかり電話」の電話番号 ・「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」、「Bフレッツ」のお客様ID ・電話加入権・利用権の利用休止番号	ひかり電話 フレッツアクセスサービス 電話加入権・利用権 840円(税込)×3 =2,520円(税込)
B	・「ひかり電話」の電話番号 ・「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」、「Bフレッツ」のお客様ID	ひかり電話 フレッツアクセスサービス 840円(税込)×2 =1,680円(税込)
C	・「加入電話」又は「INSネット64」の電話番号 ・「フレッツ光ネクスト」、「フレッツ光ライト」、「Bフレッツ」、「フレッツ・ADSL」、「フレッツ・ISDN」のお客様ID	電話加入権・利用権 フレッツアクセスサービス 840円(税込)×2 =1,680円(税込)
D	・「加入電話」の電話番号	電話加入権 他事業者ADSL等サービス 840円(税込)×2 =1,680円(税込)
E	・「加入電話」又は「INSネット64」の電話番号	電話加入権・利用権 840円(税込)×1 = 840円(税込)
F	・「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」、「Bフレッツ」、「フレッツ・ADSL」のお客様ID	フレッツアクセスサービス 840円(税込)×1 = 840円(税込)
G	・電話加入権・利用権の利用休止番号	電話加入権・利用権 840円(税込)×1 = 840円(税込)

(参考)下記の契約約款に基づき、1契約ごとに840円(税込)の譲渡承認手数料が必要となります。

サービス種類	契約約款
加入電話	電話サービス契約約款
INSネット64	総合デジタル通信サービス契約約款
フレッツ光ネクスト、フレッツ光ライト、Bフレッツ、フレッツADSL、フレッツISDN	IP通信サービス契約約款
ひかり電話	音声利用IP通信サービス契約約款
他事業者ADSLサービス等 (P.3 第4項の(4)を参照ください。)	専用サービス契約約款

3. 申請書類へのご記入が無くお手続きできない主なケース

項目	申請書類記載箇所	
	譲渡	承継・改称
(1) 電話帳へのお名前・電話番号の掲載について ◎掲載をご希望の場合は、ホームページ(50音別)欄に掲載希望名をご記入願います。なお、1電話番号につき1掲載(普通掲載)は無料となりますが、別名で複数の掲載をご希望の場合は、重複掲載欄にご記入ください。(有料:電話帳発行のつど1掲載追加につき525円[税込]) ◆万が一、ご記入がない場合◆ ホームページへの掲載はいたしませんので、予めご了承くださいませよう願います。	⑦	
(2) 月々の電話等料金のお支払について ◎名義変更前のお支払い方法(口座振替・クレジットカード払い)をご継続希望のお客様は、①「現在の電話料金支払い方法を継続する」に○をご記入願います。 「@ビリング」サービスをご利用中の場合は、新たなパスワードが発行されます。また新たなパスワードが手元に届くまで、ご利用できない期間がございますので、予めご了承くださいませよう願います。 ◎弊社からの請求書によるお支払をご希望の場合は、②「弊社からの請求書によるお支払い」に○をご記入願います。 「@ビリング」サービスをご利用中の場合は、ご解約となりますので、予めご了承くださいませよう願います。 ◎新たに口座振替(クレジットカード)によるお支払いをご希望のお客さま、または現在とは異なる引き落とし口座(クレジットカード払い)によるお支払いをご希望のお客さまは、別途お申込みが必要となりますので、以下の連絡先へご連絡をお願いします。 なお、お手続きが完了するまでの期間は、弊社からの請求書によるお支払いとなる場合がございますので、予めご了承くださいませ。 「@ビリング」サービスをご利用中の場合は、ご解約となりますので、予めご了承くださいませよう願います。 NTT固定電話からは：局番無し116、携帯電話・PHSからは：0120-116-000 ※営業時間：9:00～21:00(年末年始を除く) ※クレジットカード払いについては、NTT東日本クレジットセンター「0120-729090 ※営業時間：9:00～21:00(年末年始を除く)」にて承ります。 ◆万が一、ご記入がない場合◆ 「弊社からの請求書によるお支払い」とさせていただきます。	⑧	
(3) 電話料金請求書、口座振替のお知らせ等の送付先について ◎電話料金請求書・口座振替のご案内等を送付させていただき際のお名前・ご住所をご記入願います。 ◆万が一、ご記入がない場合◆ 「新しい契約者様のお名前・電話等のお取り付け住所」に送付させていただきますので、予めご了承くださいませよう願います。	⑨	
(4) ご連絡先お電話番号について ◎お申込みいただいた内容等の確認のため、弊社よりご連絡させていただき場合がございます。平日昼間帯(9:00～17:00)に連絡のお取りできるお電話番号(携帯電話可)をご記入願います。	⑤⑥	⑥

4. その他のお願い

- 「通話明細記録の送付」をご利用中のお客様は、一旦、ご解約とさせていただきます。再度ご利用希望の場合は、料金請求書等に記載されております「料金お問い合わせ先」までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。
- 「発信者名通知サービス※」をご利用中のお客様は、一旦、ご解約とさせていただきます。再度ご利用希望の場合は、下記までご連絡をいただきますようお願い申し上げます。
 ※発信者の電話番号とお名前を着信側へ通知するサービスです。着信側ではナンバーディスプレイとネームディスプレイのご契約が必要です。
 NTT固定電話からは：局番無し116、携帯電話・PHSからは：0120-116-000 ※営業時間：9:00～21:00(年末年始を除く)
- フレッツアクセスサービス(フレッツ光ネクスト、フレッツ光ライト、Bフレッツ、フレッツADSL、フレッツISDN)のご利用にあたり、インターネットサービスプロバイダとご契約いただいているお客様は、契約変更が必要となる場合がございますので、お客様よりご契約のインターネットサービスプロバイダへご連絡をいただきますようお願い申し上げます。
- NTT東日本以外のADSL等サービスをご利用いただいているお客様は、必ずお客様よりご契約いただいておりますサービス提供事業者へ名義変更のお手続きをいただきますようお願い申し上げます。また、上記の場合は、NTT東日本より専用サービス契約約款に基づくDSL等接続専用サービスをご契約中であることから、DSL等接続専用サービス利用権に対する譲渡承認手数料(1利用権につき税込840円)も必要となりますのであらかじめご了承くださいませ。
- 弊社へ名義変更の書類を送付の際は、お客様のご希望により書留郵便等をご利用ください。

5. 必要な確認書類・印鑑

お申込種別	申請書	必要な確認書類・印鑑		手数料
		譲り渡す方(旧契約者)	譲り受ける方(新契約者)	
譲渡	個人	①印鑑証明書 ※発行日の翌日から起算して3ヶ月以内のもの。(写し不可) ※外国籍の方は、以下のいずれかをご用意願います。 a)写し可のもの 外国人登録証明書 b)写し不可のもの サイン証明書 (大使館・領事館発行) ②印鑑登録している印鑑 ※譲渡承認請求書の実印・捨印欄の2ヶ所に押印願います。	①契約者名及び住所等が確認できる書類 ・運転免許証(写)・パスポート(写) ・健康保険証(写)・外国人登録証明書(写) ・住民基本台帳カード[顔写真あり](写)等 ※生年月日、住所、氏名の確認ができる公的書類 ※住民票は不可。 ②印鑑 ※譲渡承認請求書の印・捨印欄の2ヶ所に押印願います。	1回線・利用権につき税込840円(注P2参照)
	法人	①印鑑登録証明書 ※発行日の翌日から起算して3ヶ月以内のもの。(写し不可) ②印鑑登録している印鑑 ※譲渡承認請求書の実印・捨印欄の2ヶ所に押印願います。 ◎法人の取締役・執行役が自ら当事者として会社と取引を行う場合(双方代理)または法人の解散に伴う譲渡の場合、「取締役会の議事録(注)・清算人会の承認書等」をあわせてご用意願います。 (注)取締役が1名の場合は、登記簿謄本等により確認させていただきます。 A. 同一の取締役が当事者となる法人間における譲渡 B. 法人において当事者となる取締役とその取締役個人間における譲渡 C. 法人の解散に伴い、当該法人の清算人が譲り受け人となる譲渡 ※民法108条、及び会社法356条・365条で禁止されている双方代理(自己取引)にあたるため。	①契約者名及び住所等が確認できる書類 ・登記簿謄(抄)本 ・現在事項証明書 等 ※設立年月日、代表取締役氏名の確認ができる公的書類 ※写し不可。 ②印鑑 ※譲渡承認請求書の印・捨印欄の2ヶ所に押印願います。	
承継	個人	①死亡の事実及び相続関係が確認できる書類 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(現契約者との相続関係が確認でき、死亡年月日の記載があるもの※1)、又は遺言書※2。(公正証書の場合を除き、家庭裁判所の検認があるもの) ※1 死亡年月日の記載がない場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)とあわせて、死亡の事実が確認できる住民票(死亡年月日の記載があるもの)、埋葬許可書、新聞死亡記事、市町村の広報誌等、いずれか一点を送付願います。 ※2 遺言書内において、相続関係が確認できない場合には、その他に戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)等が必要となる場合があります。なお、相続権のない方へ遺言書により名義変更する場合は、「譲渡」のお手続きとなります。 ※戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)・住民票。(写し不可) ※その他、提出いただく書類において、新契約者の生年月日・住所・氏名の確認が出来ない場合、別途新契約者の公的書類(運転免許証・パスポート・健康保険証等)が必要となる場合があります。		無料
	法人	②新契約者の印鑑 ※承継・改称届出書の印・捨印欄の2ヶ所に押印願います。 ①承継関係が確認できる書類 登記簿謄(抄)本、又は履歴事項全部証明書。 ※写し不可。 ※会社分割に伴う変更の場合は、上記書類と他の分割会社の同意書もあわせて送付願います。 ※国又は地方公共団体の場合は、官報・広報等で可。 ②新契約者の印鑑 ※承継・改称届出書の印・捨印欄の2ヶ所に押印願います。		
改称	個人	①名前が変わった事実が確認できる書類 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)(新旧の姓が記載されているもの) ※写し不可。 ※運転免許証やパスポート(写し可)は、裏書等により名前が変わった事実が確認できる場合のみ可。 ②新契約者の印鑑 ※承継・改称届出書の印・捨印欄の2ヶ所に押印願います。		無料
	法人	①商号等が変わった事実が確認できる書類 登記簿謄(抄)本、又は履歴事項全部証明書。(新旧の法人名と成立事実が記載されているもの) ※写し不可。 ※国又は地方公共団体の場合は、官報・広報等で可。 ②新契約者の印鑑 ※承継・改称届出書の印・捨印欄の2ヶ所に押印願います。		

ご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせいただけますようお願い致します。
NTT東日本加入権センター 電話番号：0120-553-662(受付時間：9:00～17:00 ※土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)
 お問合せの際は、番号をよくお確かめいただき、おかけ間違いのないようご注意ください。

6. フレッツ光メンバーズクラブについて

※「**フレッツ 光ネクスト**」「**フレッツ 光ライト**」「**Bフレッツ**」のお手続きのお客様のみご確認をお願いいたします。

フレッツ光メンバーズクラブに入会済みの「**フレッツ 光ネクスト**」、「**フレッツ 光ライト**」又は「**Bフレッツ**」の承継又は譲渡を行なう場合は、ご登録済み会員様(又はご登録お申込み中の方)の継続利用についてご確認のうえ、以下のご留意事項をお読みいただき申請書類記載箇所①に○印をつけてください。○印がない場合は、ご登録済み会員様は全て退会となり、保有ポイントは失効となります。また、会員ご登録お申込み中の方については、お申込み取り消しとなりますので、予めご了承ください。

※現在、フレッツ光メンバーズクラブに、ご登録・お申込みいただいていない場合や、「**フレッツ 光ネクスト**」、「**フレッツ 光ライト**」又は「**Bフレッツ**」の改称の場合、○印のご記入は不要です。

【会員資格について】

平成24年3月1日より、以下に該当する場合、ご登録済み会員様は全て退会となり、保有ポイントは失効となります。また、会員ご登録お申込み中の方については、お申込み取り消しとなりますので、予めご了承ください。

- ・フレッツ光メンバーズクラブに入会済みの「**フレッツ 光ネクスト**」、「**フレッツ 光ライト**」又は「**Bフレッツ**」の承継又は譲渡を行う場合に、承継・譲渡先が個人名義以外の場合
- ・フレッツ光メンバーズクラブに入会済みの「**フレッツ 光ネクスト ビジネスタイプ**」、「**Bフレッツ ビジネスタイプ/ベーシックタイプ**」の承継又は譲渡を行う場合

【留意事項】

- ・ご登録済み会員等を継続する場合は、以下の「**フレッツ光メンバーズクラブ会員規約**」への同意と、ご登録済み会員等の了承が必要となります。(ご登録済み会員等については、現在のご契約者様等にご確認ください。)
- ・ご登録済み会員等を継続する場合も「マイページ」の利用は継続することはできません。承継又は譲渡に伴い、一旦「マイページ」は利用中止となりますので、再度ご利用を希望される場合は承継又は譲渡のお手続きが完了後、改めてお申込みをお願いいたします。※改称の場合は、「マイページ」そのままはご利用いただけません。
- ・継続した会員は、ポイントを含めた「**フレッツ光メンバーズクラブプログラム**」を利用することが可能です。ご登録お申込み中の方が、「**フレッツ光メンバーズクラブプログラム**」をご利用いただくには、会員となるご本人様よりフレッツ光メンバーズクラブサイトより会員情報のご登録を行なっていただく必要がございます。
- ・ご登録済み会員とは別に、新たにフレッツ光メンバーズクラブへの入会を希望される場合(新ご契約者様が現在会員登録をされていない場合等)は、承継又は譲渡のお手続きが完了後、改めてお申込みが必要となります。(本申請書類で新規会員のお申込みは行えません。)

フレッツ光メンバーズクラブ 会員規約

第1条 (総則)

東日本電信電話株式会社(以下「当社」という。)は、フレッツ光メンバーズクラブ会員規約(以下「本規約」という。)を定め、これによりフレッツ光メンバーズクラブを提供します。

第2条 (本規約の適用関係)

本規約とは別にフレッツ光メンバーズクラブに付帯して提供される各サービス(以下「各サービス」という。)の提供条件等が定められている場合は、当該提供条件等が適用されることとなります。なお、本規約と当該提供条件等に齟齬がある場合、当該提供条件等が優先して適用されるものとします。

第3条 (本規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合におけるフレッツ光メンバーズクラブの提供条件等は、変更後の規約によります。

第4条 (提供期間)

- 1 当社は、フレッツ光メンバーズクラブの提供期間を任意に設定します。
- 2 当社は、フレッツ光メンバーズクラブの提供を終了する際は、その旨を、提供終了日の30日前までに会員が登録した電子メールアドレス(携帯電話メールアドレス除く。)に通知します。

第5条 (入会金等)

フレッツ光メンバーズクラブに入会するための入会金や年会費等は、一切発生しません。

第6条 (入会申込資格)

- 次のいずれかの条件を満たす方が、フレッツ光メンバーズクラブへの入会を申込むことができます。
- (1)当社とIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5で規定する「**フレッツ 光ネクスト(ビジネスタイプ除く)**」、「**フレッツ 光ライト**」及び「**Bフレッツ(ビジネスタイプ/ベーシックタイプ除く)**」回線(以下「**対象契約回線**」という。)のいずれかを契約している個人名義の方(以下「**契約者**」という。)
 - (2)本規約の定めるところにより、契約者から契約者が当社と契約している入会単位回線(第7条で定義されることによる。)にかかるフレッツ光メンバーズクラブ入会申込みを行うことを認められた方(以下「**利用者**」という。)

第7条 (入会単位)

フレッツ光メンバーズクラブの入会単位は、対象契約回線単位とします(入会の対象となる対象契約回線について以下「**入会単位回線**」という。)

第8条 (入会申込み)

- 1 フレッツ光メンバーズクラブへの入会申込みは、次に掲げる手順にしたがい行っていただくものとし、その詳細はフレッツ光メンバーズクラブホームページ内の「**フレッツ光メンバーズクラブ 入会手続きのご案内**」に掲載されることによります。
- (1)契約者は、フレッツ光メンバーズクラブ「**サービス受付ページ**」において、入会単位回線にかかる入会申込みを行うために必要となる会員専用ホームページへのログイン認証用IDおよびパスワードを申請します。この場合において、申請を行う契約者は、申請時に登録される方を第6条第2号に規定する利用者として認めたものとみなされます。
- (2)当社は、(1)に基づく申請時に登録された契約者または利用者にフレッツ光メンバーズクラブ登録用URL(以下「**登録用URL**」という。)を提供することとし、当該申請時に登録された電子メールアドレス(携帯電話メールアドレス除く。)に登録用URLを通知します。
- (3)当社から登録用URLを提供された契約者または利用者は、本条第1号に基づく申請時に契約者が指定したIDを使用して登録専用ホームページにログインしたうえでログイン認証用パスワード(以下「**パスワード**」という。)を登録し、入会申込みを行います。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約者は、当社所定の手続きに従いフレッツ光メンバーズクラブへの入会申込みを行うことができます。この場合において、契約者は、当社が別に定めたフレッツ光メンバーズクラブ入会申込み手順にしたがい手続きを行っていただきます。
- 3 入会単位回線あたりのIDの発行数は、5IDまでとします。

第9条 (入会申込みの承諾)

- 1 契約者または利用者が第8条第1項の規定にしたがい入会申込みを行った場合であって、当社が当該入会申込みを承諾する場合は、入会申込み手続きが完了した旨が画面上に表示され、入会申込みを行った契約者または利用者は、当該表示がなされた時点で、フレッツ光メンバーズクラブの会員たる地位を得るものとします。
- 2 契約者または利用者が第8条第2項の規定にしたがい入会申込みを行った場合であって、当社が当該入会申込みを承諾する場合は、当社は、入会申込みを承諾する方に対してフレッツ光メンバーズクラブの入会を承諾する旨を通知するものとし、契約者または利用者は、当該通知を受領した時点をもってフレッツ光メンバーズクラブの会員たる地位を得るものとします。(前項または本項により会員たる地位を得た方を本規約において「**会員**」という。)
- 3 当社は、以下のいずれかの場合は、入会申込みを承諾しないことがあります。
 - (1)入会申込みの際に登録した内容等に虚偽または不備があった場合。
 - (2)過去に本規約に違反したこと等により会員資格を喪失したことがある場合。
 - (3)入会単位回線において契約者または利用者が既に会員たる地位にある場合。
 - (4)入会単位回線にすでに5IDが付与されている場合。
 - (5)対象契約回線が存在しない場合。
 - (6)契約者または利用者が実在しない場合。
 - (7)契約者が、当社が提供する一切の役務または販売する商品等に関する料金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。
 - (8)会員として不適格な事由があると当社が判断した場合。
- 4 本条の規定にかかわらず、当社は、入会申込みを承諾した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該承諾を取り消すことができるものとします。当該承諾の取り消しを行う場合は、当社は、承諾の取り消しを行う旨を該当会員に対し通知することとし、当該会員は、当社の当該通知発出をもってフレッツ光メンバーズクラブの会員たる地位を喪失します。また、承諾を取り消された会員が、第14条に規定するポイントを利用されていた場合、当社は利用ポイント費用相当分の料金返還を当該会員に請求することがあります。
- 5 会員は、会員たる地位を第三者に譲渡することはできません。

第10条 (ID等の管理)

- 1 会員ならびに入会申込み手続きを行った契約者および利用者は、IDおよびパスワードを適正に使用するとともにそれらの管理責任を負うものとし、IDまたはパスワードを第三者に利用させること、貸与、譲渡または売買等を行うことはできません。
- 2 当社は、IDまたはパスワードが会員専用ホームページにおいて使用されまたはフレッツ光メンバーズクラブ サポートセンター(以下「**会員センター**」という。)に対して申告された場合は、会員または入会申込み手続きを行った契約者もしくは利用者による使用もしくは申告とみなし、会員または入会申込み手続きを行った契約者もしくは利用者の意に沿わない使用または申告(会員による誤使用等、第三者による不正使用を含むが、これらに限られない。)により会員または入会申込み手続きを行った契約者もしくは利用者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第11条 (退会申込み)

- 1 会員は、フレッツ光メンバーズクラブの退会を希望する場合、会員専用ホームページに定めるところにより、退会申込みをしていただきます。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員は、会員センターへ申請することにより、退会申込みを行うことができます。この場合において、会員は、オペレーターが説明するところにしたがい手続きを行っていただきます。

第12条 (退会申込みの承諾)

- 1 会員が前条第1項の規定にしたがい退会申込みを行った場合であって、当社が当該退会申込みを承諾する場合は、退会申込み手続きが完了した旨が画面上に表示され、当該会員は、当該表示がなされた時点で、フレッツ光メンバーズクラブの会員たる地位を喪失します。
- 2 会員が前条第2項の規定にしたがい退会申込みを行った場合であって、当社が当該退会申込みを承諾する場合は、当社は、当該会員に対してフレッツ光メンバーズクラブからの退会を承諾する旨および会員たる地位を喪失する日時を通知します。

第13条 (地位喪失事由)

会員たる地位は、前条の規定によるほか、次の事項に該当することを当社が確認した時点において入会単位回線に属するID毎に喪失します。また、当社は、この場合においてその旨を会員が登録した電子メールアドレス(携帯電話メールアドレス除く)に通知します。

- (1)会員が本規約に違反した場合。
- (2)会員が各サービスの提供条件等に違反した場合。
- (3)入会単位回線にかかる契約が解除または解約された日が属する年度(ある西暦の4月1日を起算日として翌西暦の3月31日を満了日とする期間をいい、以下「**年度**」という。)の翌々年度末までに、当社と会員との間に新たな対象契約回線にかかる契約が締結されなかった場合。
- (4)会員として不適格な事由があると当社が判断した場合。

第14条 (会員に対するポイントの提供)

当社は、会員に対して、次に示す条件にしたがってポイントを提供します。

- (1)ポイントの提供対象となる取引等
ポイントの提供対象となる取引は、入会単位回線にかかる契約者と当社との取引とし、当社は、入会単位回線にポイントを提供します。また、ポイントの提供対象となる取引が発生しない場合であっても、当社が別に定める条件を満たした会員には、一定のポイントが提供される場合があります。
- (2)提供ポイント数と提供周期・計算方法
別表(フレッツ光メンバーズクラブホームページに掲載)のとおりとします。
- (3)ポイント数の照会

会員は、会員専用ホームページにログインすることにより、または会員センター等へ問い合わせることにより、当該会員の属する入会単位回線の保有するポイント数を確認することができます。なお、問い合わせにはIDおよびパスワードが必要です。

(4)有効期限

ポイントの有効期間は、ポイントの提供を受けた日が属する年度の翌々年度末までとします。

(5)ポイントの譲渡等

会員は、提供されたポイントを第三者に譲渡、買入れることはできません。また、会員は、ある入会単位回線に提供されたポイントを他の入会単位回線に提供されたポイントと合算することはできません。

(6)付与ポイントの取消し

当社は、会員が、当社が提供する一切の役務または販売する商品等に関する料金の支払いを現に怠り、または怠る恐れがある場合は、提供したポイントの全てまたは一部を取り消す場合があります。

(7)ポイントの失効

入会単位回線にかかるすべての会員が、フレッツ光メンバーズクラブを退会または会員資格を喪失した場合は、提供されたすべてのポイントは失効します。

第15条 (ポイントの利用方法等)

- 1 会員は、当社所定の方法により、入会単位回線単位で取得したポイントの全部または一部を使用して、当社が別に定める一定の特典等の中から希望する特典等(以下「**希望特典等**」という)への引換等申込み(以下「**引換等申込み**」)を行うことができます。なお、希望特典等は、当社が適宜定めるものとし、あらかじめ会員に通知することなく変更する場合があります。
- 2 会員が前項の規定にもとづき引換等申込みを行ったことにより、入会単位回線の他の会員に不利益が生じた場合でも、当社は、当該不利益につき何らの責任を負いません。
- 3 引換等申込みは、ポイントの有効期間満了日までに当社に到達した分のみを有効とします。

4 当社は、会員から、引換等申込みがなされた場合は、当該引換等申込みを承諾します。なお、会員は、当社が引換等申込みを承諾した後は、原則として引換等申込みを撤回等することはできません。

5 引換等申込みを使用したポイントは、会員が引換等申込み時において保有していたポイントのうち、付与日の古いポイントから順に減算されます。

6 当社は、希望特典等の性質に応じ別に定めた方法により希望特典等を提供等することとし、会員は、提供等方法を指定することはできません。

7 当社は、前項に従い希望特典を送付等したのにもかかわらず、発送日から1ヶ月間を経過しても受取がなされなかった場合は、当社は、引換等申込みにかかる承諾を取り消します。この場合において、当社は、引換等申込みを使用したポイントを返還しません。

第16条（希望特典等の検査等）

1 会員は、物たる希望特典等の提供等を受けた場合は、すみやかにその内容を検査しなければなりません。

2 会員は、前項の検査の結果、送付された希望特典等に瑕疵があることが確認された場合に限り、希望特典等の提供等を受けた日から起算して7日以内に会員センタまで希望特典等の再提供等を請求（以下「再提供等請求」という。）することができます。

また、当社は、当該会員からなされた再提供等請求の諾否について、当該会員が登録した電子メールアドレス（携帯電話メールアドレス除く。）に通知します。

なお、会員は、原則として、本条に定める以外の場合において再提供等請求をすることはできません。

3 会員は、当社が再提供等請求を承諾した旨の連絡を受領した後に、提供等された希望特典等（希望特典等にかかる取扱説明書、保証書、付属品その他希望特典等にかかる一切の物含む。）を当社への料金受取人払い方式により返送することができます。

4 当社は、希望特典等が返送されたことを確認した後に、希望特典等を会員に再送付します。

5 当社は、前項に従い希望特典を再送付したのにもかかわらず、再発送日から1ヶ月間を経過しても受取がなされなかった場合は、当社は、再提供等請求にかかる承諾を取り消します。この場合において、当社は、引換等申込みを使用したポイントを返還しません。

第17条（会員情報の取り扱い）

1 当社は、フレッツ光メンバーズクラブの入会申込みおよび提供ならびに各サービスの利用申込みおよび提供等に際して必要となる

範囲で個人情報（以下「会員情報」という。）を取得します。

2 当社は、会員情報は、本規約で定めるほか、当社がプライバシーポリシーに定めるところにより取り扱うこととします。なお、本規約と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

3 当社が、フレッツ光メンバーズクラブの提供等に際し、取得し取り扱うこととなる会員情報は、次のとおりです。

(1)会員自身により登録される情報

氏名、住所、電話番号、ID、パスワード、電子メールアドレス等

(2)フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの提供等に際し取得する情報

・各種キャンペーンへの応募履歴、各種アンケート等調査その他の調査へのご参加にあたって通知いただいた会員の氏名、住所、電話番号（携帯電話等の連絡先電話番号含む。）、電子メールアドレス、年齢、生年月日、職業、性別その他個人情報に該当する項目

・希望特典等の配送先・連絡先に関する情報

・ポイントの提供数、利用状況その他ポイントにかかる一切の事項

(3)各サービスの利用状況等に関する情報

各サービスで提供される情報等の利用日時、利用内容、メール開封日時その他各サービスの利用にかかる一切の情報（当社が各サービスで提供する情報の利用に際しcookieなどの技術的手段により自動的に取得することとなる当社以外が提供するインターネットホームページへのアクセス履歴を含む。）。

4 当社は、次の目的の達成に必要な範囲内で会員情報を利用します。なお、会員がフレッツ光メンバーズクラブを退会または会員資格を喪失した後も、問合せ対応等において必要な範囲で会員情報を利用する場合があります。

(1)フレッツ光メンバーズクラブならびに各サービスの提供

(2)当社が提供する役務または販売する商品等の紹介、提案およびコンサルティング

(3)当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務または商品等の紹介、提案およびコンサルティング

(4)IDまたはパスワード等の通知

(5)アンケート調査その他の調査に必要な物または謝礼の送付

(6)役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発

(7)各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内

(8)インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内

(9)希望特典の送付

(10)フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの提供にかかる案内および通知等の発送

(11)会員からの問合せや苦情等への対応

5 当社は、会員個人を識別できない方法により、登録頂いた会員情報を統計データとして第三者に提供することがあります。

6 当社は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、会員情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。また、個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令に従い、第三者に提供することがあります。

第18条（損害賠償等）

1 会員は、本規約、各サービスに関する提供条件、または法令の定めに従ったことにより当社または第三者に損害を与えた場合は、その損害すべてについて賠償することとします。

2 会員は、フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの利用に関連して、当社以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第19条（免責事項）

当社は、フレッツ光メンバーズクラブおよび各サービスの提供その他の一切の事項に関して契約者または会員に発生した費用または損害等について負担または賠償いたしません。ただし、当該費用または損害等が、当社の故意または重大過失によるものである場合はこの限りではありません。

第20条（合意管轄）

会員と当社との間で、本規約に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2009年11月18日制定〔最終改訂：2012年3月1日〕

〔附則〕（経過措置）

以下の方は、平成24年3月1日以降も、引き続き、当社が別途通知するまで、当面、会員の地位を保持することができます。

・平成24年2月29日以前に「フレッツ 光ネクスト(ビジネスタイプ)」,「Bフレッツ(ビジネスタイプ・ベジックタイプ)」を入会単位回線としてフレッツ光メンバーズクラブへの入会を申し込んだ方(但し、会員になった方に限る。)

・平成24年2月29日以前に個人名義以外でフレッツ光メンバーズクラブの入会を申し込んだ方(但し、会員になった方に限る。)

なお、本経過措置に伴い、本附則に該当する会員については、本規約に定める「対象契約回線」及び「契約者」を以下の通り、読み替えるものとします。

・「対象契約回線」:当社とIP通信網サービス契約約款に定めるメニュー5で規定する「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」及び「Bフレッツ」回線

・「契約者」:対象契約回線のいずれかを契約している方

最新のフレッツ光メンバーズクラブ 会員規約については、ホームページをご参照ください。

<フレッツ光メンバーズクラブ ホームページ>

<https://flets-members.jp/pub/agreement.html>